

2 2 陳 情 第 1 1 号	改正貸金業法の早期完全施行等を求める陳情
付 託 委 員 会	総務区民委員会
受 理 及 び 付 託 年 月 日	平成 2 2 年 3 月 1 5 日 受 理、平成 2 2 年 3 月 1 5 日 付 託
陳 情 者	東京都文京区千駄木 _____ _____ 会長 _____

(要 旨)

貴議会が、国会及び政府に対し、改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を提出することを採択していただくよう陳情いたします。

記

- 1 改正貸金業法を早期に完全施行すること。
- 2 自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の拡充を支援すること。
- 3 個人及び中小事業者向けのセーフティネット貸付をさらに充実させること。
- 4 ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

(理 由)

1 わが国では、消費者金融の利用者は 1 0 0 0 万人を超え、クレジットカードの発行枚数はおよそ 3 億枚、消費者信用残高は 7 0 兆円を超え、家計の最終支出に占める消費者信用の割合は 4 分の 1 にのびります。

このような中、多重債務問題が深刻化しています。消費者金融から 3 社以上の借入れがある利用者は 3 0 0 万人、2 0 0 万人以上が 3 ヶ月以上にわたって返済を滞り、個人の自己破産申立件数は、2 0 0 3 年のピーク時には約 2 4 万件、最近でも 1 4 万件に及びます。多重債務を苦しめた夜逃げ、自殺が後を絶ちません。多重債務問題は命の問題にも繋がります。

これら深刻な多重債務問題の大きな要因となってきたのが、クレジット、サラ金、商工ローンなど貸金業者の高金利、過剰与信、過酷な取立て及び大量宣伝などです。

2 2 0 0 6 年 1 2 月、深刻化する多重債務問題の解決のため、上限金利の引き下げ、過剰貸付の禁止（総量規制）などを含む改正貸金業法が成立しました。

同法が完全施行される時期は 2 0 0 9 年 1 2 月から 2 0 1 0 年 6 月までとされていますが、改正法には完全施行前の見直し条項が規定されています。

3 政府も多重債務対策本部を設置し、同本部は 多重債務相談窓口の拡充、セーフティネット貸付の充実、ヤミ金融の撲滅、金融経済教育を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定しました。そして、現在では多くの自治体も多重債務問題に取組み、官民が連携して多重債務対策を実施した結果、多重債務者が大幅に減少し、2

008年の自己破産者数も13万人を切るなど多重債務対策は確実に成果をあげつつあります。

そして、改正貸金業法が完全に施行されれば、貸金業者の高金利、過剰与信等が是正され、政府、自治体の多重債務対策も相まって、多重債務問題はさらに改善されることとなります。

4 他方、一部には、消費者金融の成約率が低下しており、借りたい人が借りられなくなっている、特に昨今の経済危機や一部商工ローン業者の倒産などにより、資金調達が制限された中小企業者の倒産が増加していることなどをことさら強調して、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める論調があります。

5 しかしながら、1990年代における山一証券、北海道拓殖銀行の破綻などに象徴されるいわゆるバブル崩壊後の経済危機の際は、貸金業者に対する不十分な規制の下に商工ローンや消費者金融が大幅に貸付けを伸ばし、その結果、1998年には自殺者が3万人を超え、自己破産者も10万人を突破するなど多重債務問題が深刻化しました。

改正貸金業法の完全施行の先延ばし、金利規制の貸金業者に対する規制の緩和は、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招きかねず、許されるべきではありません。いま、多重債務者のために必要とされる施策は、相談体制の拡充、セーフティネット貸付けの充実及びヤミ金融の撲滅などです。

6 そこで、今般設置された消費者庁の共管となる地方消費者行政の充実及び多重債務問題が喫緊の課題であることも踏まえ、国に対し多重債務問題解決のため上記陳情事項記載の施策を求めるための意見書を国会及び関係行政庁に対して提出していただくよう陳情いたします。